

地域限定  
令和2年度

灘北西部 兵庫北部 長田南部 東垂水

# 古い建物を壊すときの 支援補助があります。

神戸市では、防災性や住環境に様々な課題を抱える密集市街地において、老朽化した建物の解体に対する補助を実施しています。

密集市街地  
建物除却事業

### 対象者

対象建物の所有者等  
※法人の申請も可能です

### 補助額

解体費用の2/3

戸建形式：上限128万円  
集合形式：上限256万円

その他神戸市が規定する上限あり

### 申請期間

令和2年4月2日(木)から12月25日(金)まで  
※予算が無くなり次第終了します

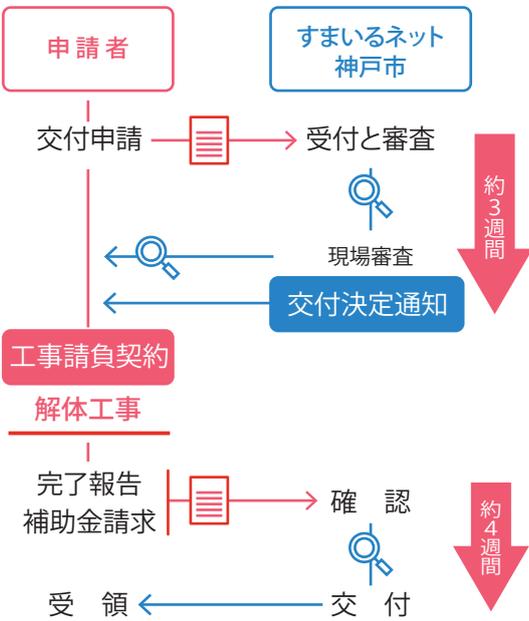
### 主な要件

- 解体予定の建物は、対象区域内(裏面参照)にある昭和56年5月31日以前に着工された木造建物であること。
- 解体後に建築する場合は、準耐火建築物等以上の耐火性能をもつ建築物とすること。また上記について、土地所有者から誓約が得られていること。
- 解体後の完了実績報告を令和3年3月30日までに提出すること。など

隣地統合事業を活用した場合、解体費の全額補助(上限あり)  
【問い合わせ先】  
神戸市まち再生推進課 TEL078-595-6730

今年度より、住宅に加えて老朽木造建物すべてが対象になりました！

### 申請の基本的な流れ



注) 工事請負契約は交付決定通知後に行うこと。  
注) 書類の訂正等により、手続きの期間が変わる場合があります。  
注) 長屋の部分解体への補助については一定の条件等ありますのでご相談ください。

ご相談は、  
こちらが  
ベスト



神戸市すまいるの総合窓口  
すまいるネット

TEL 078-647-9933

FAX 078-647-9912

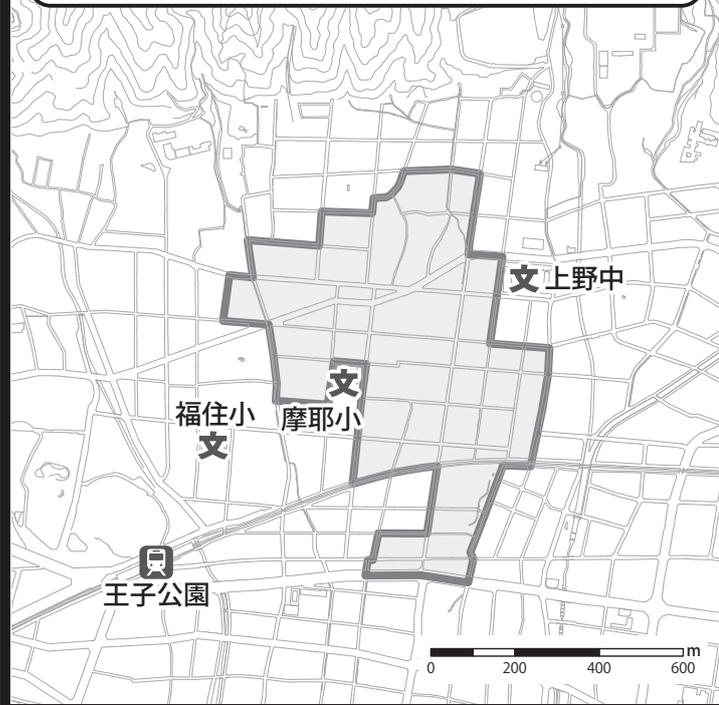
受付時間：10時～17時(水・日・祝を除く)

神戸市すまいとまちの安心支援センター  
〒653-0042  
神戸市長田区二葉町5丁目1-1  
アスタくにつか5番館2階

すまいるネット神戸  検索

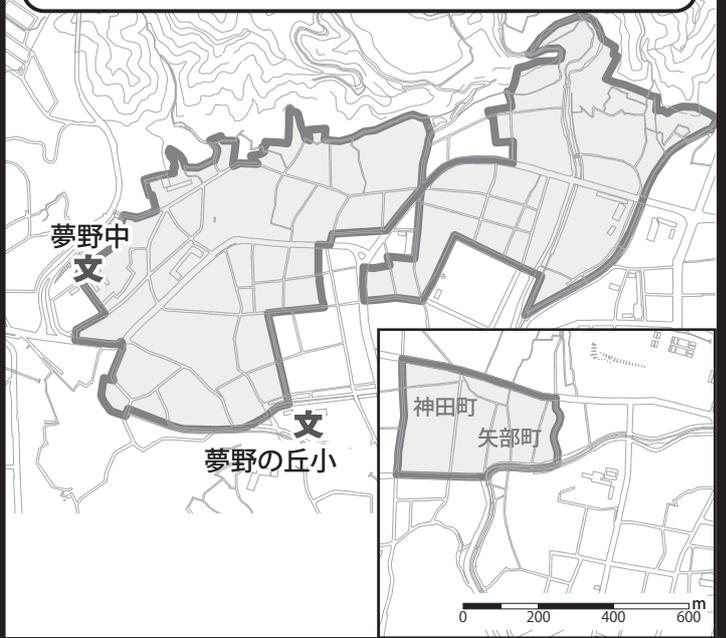
灘北西部地区

- 五毛通2丁目 ●薬師通2～3丁目
- 国玉通1丁目の一部, 2～4丁目 ●上野通2～6丁目
- 赤坂通1～5丁目 ●畑原通1～3丁目, 5丁目
- 天城通1～3丁目 ●福住通1～3丁目 ●中原通1丁目
- 倉石通1丁目 ●水道筋2丁目, 3丁目の各一部



兵庫北部地区

- 氷室町1丁目の一部, 2丁目 ●熊野町2～5丁目
- 鶴越町 ●夢野町3～4丁目
- 菊水町4～5丁目, 7～9丁目, 10丁目の一部
- 湊川町8～9丁目, 10丁目の一部 ●雪御所町
- 大同町1～5丁目 ●石井町1～6丁目 ●湊山町
- 山王町1～2丁目 ●都由乃町1～2丁目
- 千鳥町1～2丁目 ●矢部町 ●神田町



長田南部地区

- 腕塚町7～8丁目 ●久保町3～4丁目, 7～10丁目
- 二葉町2～4丁目, 8～10丁目 ●庄田町2～4丁目
- 駒ヶ林町1～2丁目, 3～5丁目の各一部, 6丁目



東垂水地区

- 山手2～6丁目, 7丁目的一部分 ●東垂水2丁目
- 泉が丘2～3丁目, 4丁目的一部分, 5丁目
- 城が山4丁目的一部分, 5丁目

